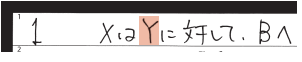
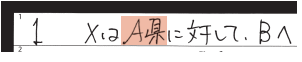


「アガルトの司法試験・予備試験 実況論文講義 行政法」訂正表

下記のとおり、本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	箇所	誤	正
79	第8問の答案例の2枚目	第7問の答案例が誤掲載	第8問の答案例に訂正 (本訂正表2頁目参照)
80	第8問の答案例の3枚目	第7問の答案例が誤掲載	第8問の答案例に訂正 (本訂正表3頁目参照)
172	第18問の解答例の4行目	Xは、Yを被告として、	Xは、A県を被告として、
176	第18問の答案例の1枚目の1行目	 1 XはYに好して、BΛ	 1 XはA県に好して、BΛ

1 X市がYに対して負担する義務は、X市条例
 2 8条に基づく建築中止義務であり、行政上の義務
 3 である。行政上の義務を民事訴訟により、
 4 実現することができると検討する。
 5 行政上の義務の実現については、一般法として
 6 行政代執行法が規定されている。その趣旨は、
 7 行政上の義務の履行確保は、当該法に限る
 8 点にある。行政上の権限は、公益確保を目的と
 9 するものであり、主観訴訟である民事訴訟に
 10 おける実現は、想定外からである。
 11 したがって、行政上の義務の実現を求めて、
 12 民事訴訟を提起した場合、「法律上の争訟」
 13 (裁判所法3条1項)に当たらないと解釈する。
 14 2 以上より、Xの訴えは、不適法であり、却下
 15 される。
 16 X市としては、建築中止義務が非代替義務
 17 ゆえ、行政代執行法に於けることではないため
 18 (同法2条の27目の加工書参照...)、民事訴訟
 19 を提起したものであり、上記結論は、妥当性に
 20 疑念がある。
 21 建築が完了した後に、原状回復として建物の
 22 除却命令を出し、行政代執行法に於ける執行

23 を行うこととする。
 24 以上
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44

85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
00
01
02
03
04
05
06

07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38